

南会ドローン中学校ドローン操縦士育成事業仕様書（案）

1 本仕様書について

本仕様書は、発注者「福島県」が受託者「」に委託する標記事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称

南会ドローン中学校ドローン操縦士育成事業

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の目的

福島県が令和7年度から実施している「南会ドローン中学校」は、民間のドローンスクールのない南会津地方において、県がドローンスクール事業を実施することによりドローン人材を育成、ネットワーク化すると同時に地域内のドローン活用を促進することにより、地域住民を地域課題解決や交流促進の担い手として活躍させ、若者や女性の流出を抑制することを目的としている。

本業務では、ドローンの機体、飛行ルール等の基礎知識に加え、ドローンの点検、操作方法等を習得し、ドローンを安全かつ円滑に飛行させることができる人材、またドローンを活用した地域課題解決等に向け、国家2等ライセンス（2等無人航空機操縦士技能証明）を取得するとともに昼間飛行及び目視内飛行の限定を変更した人材を育成することを目的とする。

5 事業の内容（委託契約に基づく履行内容）

（1）基本講習

ドローンの機体、飛行ルール等の基礎知識に加え、ドローンの点検、操作方法等を習得し、ドローンを安全かつ円滑に飛行させることができる人材を育成するために必要な講習を実施する。

ア 実施時期

- 令和8年5月1日（金）から同年8月14日（金）までの間に全受講者（定員20名）の受講を完了させる。
- 定員20名の受講は、一連のカリキュラムを複数の組に分けて実施ができるものとする。（例：1回当たり5名×4組）
- 一連のカリキュラムは、1回当たり2～3日かけて、合計講習時間を15時間以上設ける。
- 一連のカリキュラムの実施日は、発注者と委託契約候補者との協議により決定するが、必ずしも連続する日程（例：月、火、水）とはならないことに注意する。

イ 受入人数

- 受講者は20名以内とし、募集から決定までは発注者が行う。

ウ 実施体制

- 講習の全日程にわたり、講師として1名以上の国家1等ライセンス（1等無人

航空機操縦士技能証明) 保有者を置く。

エ 受講料

- 受講者1名当たりの受講料を10,000円(税込み)とし、受講料以外に受講者からいかなる費用も徴収してはならない。(本業務とは別に受託者が行う有料の講習会等を案内することは可能とするが、参加を強制することはできない。)
- 各受講者は、受講初日に受託者に直接支払うものとし、委託料(見積り)には計上しない。
- 受講料の領収書は、受託者が発行する。

オ 実施場所

- 原則として旧檜沢中学校(南会津町福米沢字大田1340-1)で実施するが、実技を行わない日程がある場合には、別会場を使用することがある。
- 実施場所は発注者において手配することとし、会場使用料は発注者が支払うことから、委託料(見積り)に計上しない。
[参考] ドローン寒冷地テストフィールド(旧檜沢中学校)の使用について(南会津町)
<https://www.town.minamiaizu.lg.jp/official/soshikikarasagasu/shokokankoka/kanreichi/3206.html>

カ 実施内容

- 実施内容(一連のカリキュラム)については、企画プロポーザルにおける提案内容及び発注者と委託契約候補者との協議により決定する。
- 実施内容は、「無人航空機の飛行の安全に関する教則」(国土交通省)に整合する内容とし、受託者のノウハウを用いて適宜補足することにより、初学者が理解しやすい内容とする。
- 受講者は全員初学者であることを想定しているため、2等無人航空機操縦士と同等程度の内容を習得させることを基本とする。(知識レベルの水準は、2等無人航空機操縦士に必要とされる知識を概ね理解している水準とし、技術レベルの水準は、スクエア飛行及び円周飛行を円滑に行うことができる水準とする。)
- 一連のカリキュラムにおいて学科試験と実技の審査を行うこととし、求められる水準に達したと認められる者については、受託者が独自のライセンス、修了証等を発行するなどの方法により、受講者の知識と技術が一定水準に達したことを認定するものとする。

キ 教材等

- 講習の実施に要する教材、機体等は、全て受託者が準備することとし、教材、機体等にかかる費用を徴収してはならない。

ク その他

- 受託者は、受講者の安全に最大限配慮するものとし、実技においては受託者が準備するヘルメットの着用を義務づけるものとする。
- 受講者がやむを得ない事由により欠席した場合は、発注者と協議の上、別日程のカリキュラムを受講できるよう最大限努力するものとする。
- 参考まで、受講者(20名想定)は、ドローンコミュニティ「HAKOBUNE」に加入することを募集の際の条件とする予定である。

[参考] 南会ドローン中学校から生まれたドローンコミュニティ「HAKOBUNE」
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01250a/ndj.html#hakobune>

(2) 国家2等ライセンス(夜間・目視外)講習

「(1) 基本講習」の修了者及び令和7年度南会ドローン中学校ドローン操縦士育成コースの修了者のうち国家2等ライセンスの取得を希望する者を対象とし、航空法に基づく「登録講習機関」としての規定に従い、2等無人航空機操縦士(経験者)に求められる学科および実技の講習を実施する。なお、講習内容には以下の審査等を含み、受講者が指定試験機関での実地試験を免除される体制を整える。

(修了審査の実施)

机上試験、口述試験及び実技試験を厳正に実施する。

(限定変更への対応)

昼間飛行及び目視内飛行の限定変更(夜間・目視外)に関する講習・審査を厳正に実施する。

ア 実施時期

- 令和8年9月1日(火)から同年12月25日(金)までの間に全ての講習を完了する。

イ 受入人数

- 受講者は4名以内とし、募集から決定までは発注者が行う。

ウ 実施体制

- 講習の全日程にわたり、講師として1名以上の国家1等ライセンス(1等無人航空機操縦士技能証明)保有者を置く。

- 航空法第132条の74に規定する講習事務規程に従い適切に実施する。

エ 受講料

- 受講者1名当たりの受講料を50,000円(税込み)とし、受講料以外に受講者からいかなる費用も徴収してはならない。(本業務とは別に受託者が行う有料の講習会等を案内することは可能とするが、参加を強制することはできない。)

- 各受講者は、受講初日に受託者に直接支払うものとし、委託料(見積り)には計上しない。

- 受講料の領収書は、受託者が発行する。

- 学科試験受験料、身体検査手数料及び技能証明交付申請手数料は受講者が技能証明の交付を申請する場合において、受講者の負担とするため、委託料(見積り)には計上しない。

- 本業務による委託料のうち、受講者一名当たりの講習料金に受講料本人負担分となる50,000円を加算した額が航空法第132条の74の規定に基づく講習事務規程に準じたものであること。(当該規程外の料金設定(不適切な割引等)を行わないこと。)

オ 実施場所

- 原則として旧檜沢中学校(南会津町福米沢字大田1340-1)で実施するが、実技を行わない日程がある場合には、別会場を使用することがある。

- 実施場所は発注者において手配することとし、会場使用料は発注者が支払うことから、委託料(見積り)に計上しない。

- 講習実施1週間前までに航空法第132条の74に規定する講習事務規程の変更等を行い、会場で講習を実施できるようにすること。

[参考] ドローン寒冷地テストフィールド（旧檜沢中学校）の使用について（南会津町）
<https://www.town.minamiaizu.lg.jp/official/soshikikarasagasu/shokokankoka/kanreichi/3206.html>

力 実施内容

- 講習の内容は、航空法第132条の74の規定に基づく講習事務規程に従って実施すること。また、技能証明の取得取得に向けて法定時間を充足した上で効果的な教育プログラムを提供すること。

キ 教材等

- 講習の実施に要する教材、機体等は、全て受託者が準備することとし、教材、機体等にかかる費用を徴収してはならない。

6 成果品

委託事業の実績報告書（任意様式）

7 仕様の変更等

（1）仕様の変更

委託契約の締結後に本仕様書の内容を変更する必要がある場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。

（2）仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受託者の協議により定めるものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、本仕様書及び発注者の指示に基づき、業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 業務の実施に当たり届出等が必要な場合には、遗漏なく行うこと。
- (3) 業務を実施するために必要な打合せを隨時行うこと。また、発注者へ業務の進捗状況を隨時報告すること。
- (4) 業務を通じて知り得た情報は機密情報として取り扱うこと。また、業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 業務の実施に伴う成果物の権利は、発注者に帰属するものとする。
なお、業務の実施に当たり、著作権の取扱いには十分注意すること。
- (6) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができるものとする。